

## 苗代工業団地地区地区計画

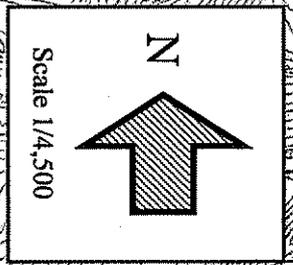
都市計画苗代工業団地地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	苗代工業団地地区地区計画
	位 置	呉市苗代町の一部
	面 積	約 18.9 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	呉市の産業振興を目的として整備された苗代工業団地地区において、工場等の操業に適した環境を保持することにより、産業機能の維持及び増進を図るとともに、周辺居住環境の保全を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	産業活動の維持及び増進を図るため、周辺地域の生活環境の保全に配慮した上で、生産機能に特化した工業団地としての土地利用を推進する。また、工業団地として利用していくために必要となる道路、調整池及び緑地等必要な公共施設を整備する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 建築物の用途の制限 2 壁面の位置の制限 3 かき又はさくの構造の制限
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）別表第2（る）項第1号（一）から（二十四）まで及び（二十九）から（三十一）までに掲げる事業を営む工場並びに同項第2号に掲げるもの。 2 法別表第2（わ）項各号（第1号を除く。）に掲げるもの。
	建築物の壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は3メートル以上とする。ただし、次の各号の一に該当する敷地又は建築物の部分についてはこの限りでない。 1 敷地形状によりやむを得ないもの 2 すみ切り等形状によりやむを得ない敷地の部分 3 物置、倉庫その他これに類する建築物で、床面積の合計が10平方メートル以下のもの 4 ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、生垣又は網状その他これらに類する形状のものとする。また、門の高さは、地盤面から2メートル以下とする。

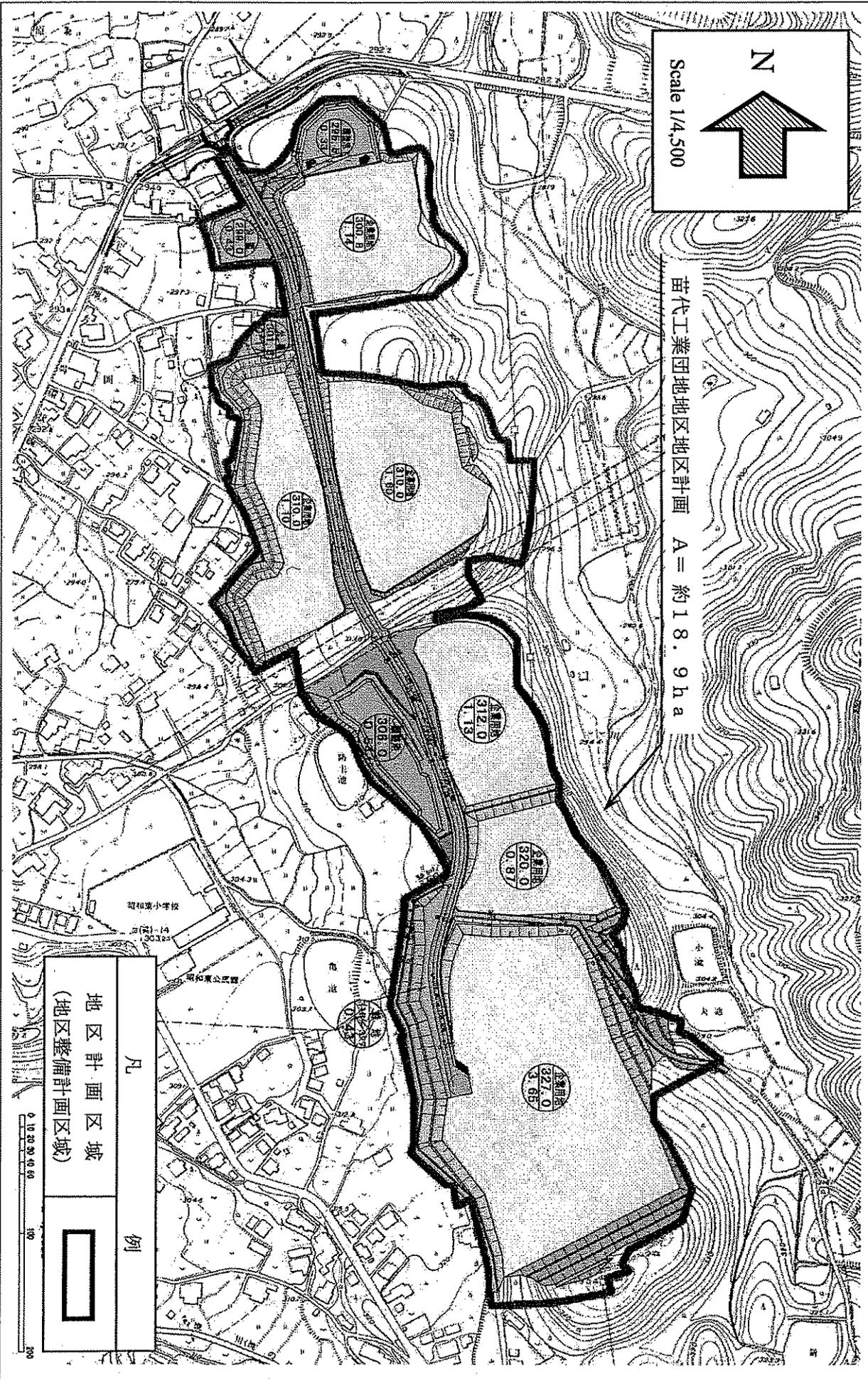
「区域は、計画図表示のとおり」

地区計画名称

苗代工業団地地区地区計画



苗代工業団地地区地区計画 A = 約18.9ha



凡 地区計画区域 (地区整備計画区域)

例

